

少年の非行対策に関する政策評価 <評価の結果及び意見の通知>

【ポイント】

- 少年の非行対策に関する初めての総合的な評価
- 少年の非行対策を「不良行為少年への対応」などの主要な六つの施策群に整理し、評価
→ 3施策群は、国全体としては効果を発現しているとは推測できない状況、2施策群
は、一定の効果を発現していると推測できる状況。いずれにおいても施策実施上の課題
あり(P 2~7 参照)
- 国・地方で少年非行対策に従事する実務者1万人にアンケート調査実施

通 知 日：平成19年1月30日

通 知 先：5府省（内閣府、国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省）

調査担当部局：行政評価局評価監視官（法務、外務、文部科学担当）

管区行政評価局 7局（北海道（函館分室、釧路分室を含む）、東北、関東、中部、
近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局、沖縄行政評価事務所、行政評価事務所16事務所（岩手、山形、茨城、
千葉、新潟、山梨、石川、三重、福井、京都、奈良、和歌山、鳥取、徳島、大分、宮崎）

評価の対象

「青少年育成施策大綱」（平成15年12月9日青少年育成推進本部決定）等で総合的かつ効果的に取り組むこととされている少年の非行対策

評価の観点

関係行政機関による少年の非行対策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価

調査対象

○ 関係5府省

内閣府、国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省

○ 26都道府県

北海道、宮城県、岩手県、山形県、埼玉県、茨城県、千葉県、東京都、新潟県、山梨県、愛知県、石川県、三重県、大阪府、福井県、京都府、奈良県、和歌山县、広島県、鳥取県、香川県、徳島県、福岡県、大分県、宮崎県、沖縄県

○ 都道府県警察

○ 都道府県教育委員会

○ 市町村

○ 市町村教育委員会

○ 小・中・高等学校

○ 関係団体等

施策群の整理

少年の非行対策は、関係施策が多岐にわたるため、今回の評価に当たり、**施策の対象や目的に着目し、少年の非行対策全体を6施策群に整理**

① 不良行為少年への対応、②いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策、③初発型非行（注1）の防止対策、④薬物乱用防止対策、⑤再非行（再犯）の防止対策、⑥サポートチーム（注2）による連携
 (注)1 「初発型非行」とは、万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領（放置自転車盗等）をいい、これらは、動機が単純で容易に行われ、本格的な他の非行への入口になりやすいものと言われている。
 2 「サポートチーム」とは、問題行動等を起こす個々の少年に、複数の行政機関がチームで指導・支援を行う取組である。

政策効果の把握手法

少年の非行対策は、少年による非行（再非行）を防止し、非行少年（注1）を減少させること等により、次代を担う青少年の健全な育成につなげるという目的・目標を実現するために実施されているものと考えられることから、本評価では、非行少年の減少という政策効果に着目して、次の手法により把握・分析

① 把握可能で、非行少年の増減の傾向を示すものに最も近いと考えられる少年人口1,000人当たり（以下「人口比」という。）の検挙・補導人員等を、政策効果を表す指標として使用

施策群ごとに設定した指標について、非行少年の検挙・補導人員が近年最も少なく、増加に転じる直近の平成12年を基準に17年までの期間の全国及び調査対象26都道府県で把握できた指標の増減を測定して、定量的に評価

② 施策群ごとに、以下の分析により課題等を導出

- ・ 各指標の罪種別、学職別（注2）の動向
- ・ 当省が実施した実務者（注3）に対するアンケート調査
- ・ 当省の実地調査結果（調査対象都道府県における取組事例）等

※ なお、「サポートチームによる連携」は、効果を表す指標を設定できず、施策群全体としての効果を定量的に把握・分析することができなかった。

(注)1 「非行少年」とは、少年法（昭和23年法律第168号）に規定されている次の①から③までの総称である。

① 犯罪少年（14歳以上20歳未満の刑法犯少年及び特別法犯少年）

② 触法少年（刑法法令に触れる行為をした14歳未満の少年）

③ ぐ犯少年（保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑法法令に触れる行為をするおそれのある少年）

2 「学職別」とは、小・中・高の児童・生徒、大学生等、それ以外の有職少年及び無職少年の別である。

3 「実務者」とは、国、都道府県、市町村等の行政機関等で少年の非行対策に携わっている者である。



政策効果の把握の結果等

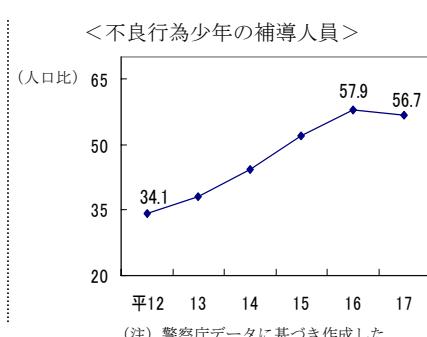
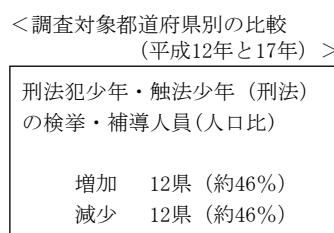
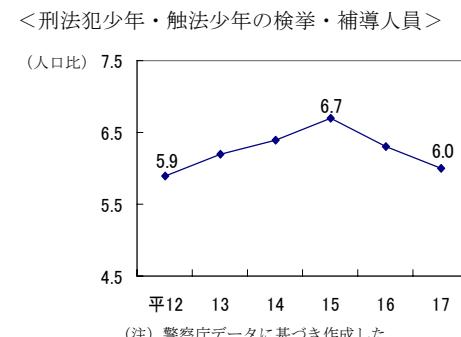
総務省

ア 不良行為少年への対応（目的：不良行為少年等の非行化防止、不良行為等の予防・防止）

指標：「刑法犯少年・触法少年（刑法）の検挙・補導人員」、「不良行為少年の補導人員（人口比）」

① 効果発現の状況

- 刑法犯少年・触法少年（刑法）の検挙・補導人員（人口比）は、平成13年から17年までの期間を通じて12年よりも高い水準で推移しているが、16年以降減少し、12年と同水準まで改善。調査対象26都道府県のうち約46%で増加
- 不良行為少年の補導人員（人口比）は増加しているが、街頭補導活動が積極的に実施された結果ともみられ、一概に判断できず。



地域によっては効果を発現しつつあると推測されるところもあるが、国全体としては効果を発現していると推測できる状況にはない。
ただし、刑法犯少年・触法少年の検挙・補導人員が16年、17年と連続して減少しており、改善の兆しが表れていると推測できる状況

② 効果を発現させるための施策実施上の主な課題

- 不良行為少年の補導人員を態様別にみると「深夜はいかい」の割合が高く、大幅に増加

<不良行為少年の態様別補導人員>

| 種 別 | 平成12年 | | 平成17年 | | | 増▲減率 (b/a-1) |
|----------|---------|---------|-----------|-------|--------|--------------|
| | 人員数 | 人口比 (a) | 人員数 | 構成比 | 人口比(b) | |
| 不良行為少年 | 885,775 | 34.1 | 1,367,351 | 100.0 | 56.7 | 66.1 |
| うち深夜はいかい | 307,112 | 11.8 | 671,175 | 49.1 | 27.8 | 135.1 |

(注) 警察庁データに基づき作成した。

- 当省のアンケート調査結果において、実務者は、少年非行防止のために居場所づくり等が重要であるとしている一方で、それらの対策があまり実現できていないと認識

「居場所づくり」、「就労支援や学業支援」を重要とする者は、90%前後いるが、実現できていると回答した者は10%未満と低調

- 不良行為少年に対する居場所づくりを行っている地域は多くない。

当省の実地調査結果：不良行為少年に対する居場所づくりが行われているのは、26都道府県中9県のみ

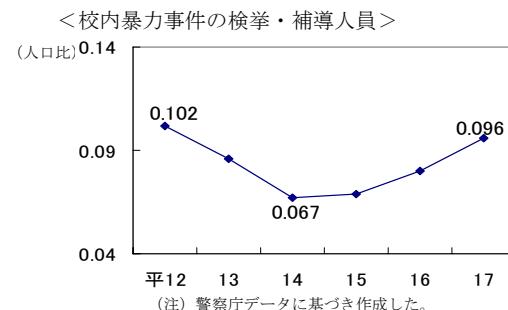
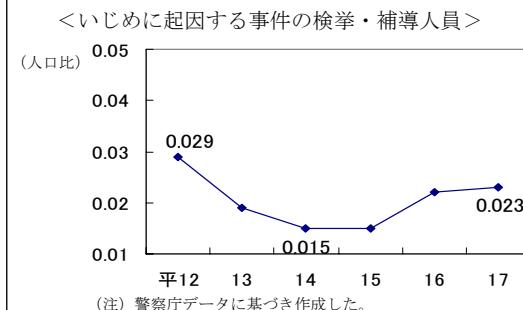
スポーツや音楽、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動等に打ち込める機会の提供など少年の居場所の確保により、不良行為の段階での的確に対応すること

イ いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策（目的：いじめ・校内暴力に起因する非行の予防、防止等）

指標：「いじめに起因する事件の検挙・補導人員」及び「校内暴力事件の検挙・補導人員」

① 効果発現の状況

いじめに起因する事件及び校内暴力事件の検挙・補導人員（人口比）は、平成13年から17年までの期間を通じて12年よりも低い水準で推移しているが、16年以降増加



国全体としては一定の効果を発現していると推測できる状況にあるが、各指標とも、平成16年以降増加しており、今後の動向に留意することが必要。

また、昨今の一連のいじめによる自殺事件等を踏まえると、いじめ問題への取組の一層の推進が強く求められる状況

② 更に効果を発現させるための施策実施上の主な課題

- 文部科学省の調査において、いじめ発見のきっかけは、児童生徒・保護者からの情報が多数。しかし、いじめ問題に関する全校的な実態調査の実施や保護者との協議の場の設定などの取組を行っている学校が多いとはいえない。

<文部科学省の調査(平成17年度)>

| いじめの発見のきっかけ | |
|----------------|-----|
| ・児童生徒・保護者からの訴え | 68% |
| ・学校側の発見 | 30% |

いじめの問題に対する対応

| | |
|------------------------|-----|
| ・全校的な実態調査 | 36% |
| ・学級通信等で、家庭との協力を図った | 28% |
| ・家庭や地域と協力して取り組む協議の場を設定 | 26% |

- いじめに起因する事件及び校内暴力事件の検挙・補導人員の大半を中学生が占め、また、文部科学省の調査において、いじめの発生件数及び暴力行為の加害児童生徒数が中学1年生になる段階で急増

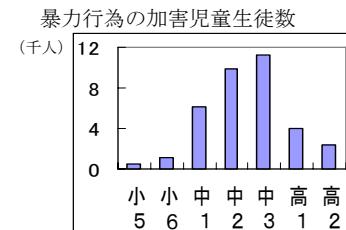
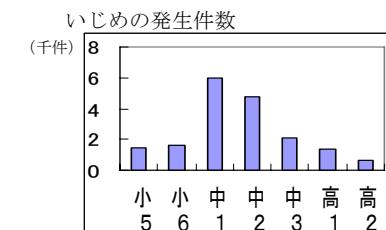
<学年別(平成17年度)>

(単位：人、%)

| 小中高別 | 人員数 | 構成比 |
|------------|-------|-------|
| いじめに起因する事件 | 326 | 100.0 |
| うち中学生 | 240 | 73.6 |
| 校内暴力事件 | 1,385 | 100.0 |
| うち中学生 | 1,255 | 90.6 |

(注) 警察庁データに基づき作成した。

<学年別(平成17年度)>



(注) 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)に基づき作成した。

・全校的ないじめの把握、学校と家庭や地域との連携を一層推進すること

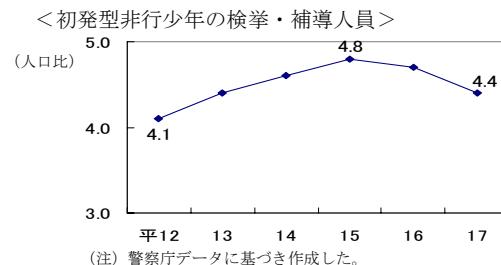
・いじめや暴力行為が多発する中学校の段階、特に中学1年生になる段階において的確に対応すること

ウ 初発型非行の防止対策（目的：万引き、放置自転車盗などの初発型非行の予防、防止）

指標：初発型非行少年の検挙・補導人員

① 効果発現の状況

初発型非行少年の検挙・補導人員（人口比）は、平成13年から17年までの期間を通じて12年よりも高い水準で推移しているが、16年以降減少し、13年と同水準まで改善。また、初発型非行少年（触法少年を除く。）の検挙人員（人口比）は、調査対象26都道府県のうち約65%で増加



<調査対象都道府県別の比較（平成12年と17年）>

初発型非行少年（触法少年を除く。）の検挙人員（人口比）

| | |
|-----|-----------|
| 増加 | 17県 (65%) |
| 減少 | 8県 (31%) |
| 横ばい | 1県 (4%) |

地域によっては効果を発現しつつあると推測されるところもあるが、国全体としては効果を発現していると推測できる状況にはない。

ただし、平成16年以降減少しており、今後の指標の推移によるが、改善の兆しが表れていると推測できる状況

② 効果を発現させるための施策実施上の主な課題

- 初発型非行少年の検挙・補導人員の大半（約75%）が中学生と高校生

<初発型非行少年の学生別検挙・補導人員（平成17年）>

（単位：人、%）

| 区分 | 総数 | うち中学生 | うち高校生 |
|---------|---------|--------|--------|
| 検挙・補導人員 | 106,476 | 36,912 | 43,390 |
| 構成比 | 100.0 | 34.7 | 40.7 |

（注）警察庁データに基づき作成した。

- 全国万引犯罪防止機構のアンケート調査結果において、小学生、中学生、高校生と高学年になるに従って規範意識が希薄化

<万引き犯罪に対する認識>

（単位：%）

| 区分 | 小学全体 | 中学全体 | 高校全体 |
|---------------|------|------|------|
| 絶対にやってはいけないこと | 95.2 | 83.2 | 80.9 |

（注）「万引に関する全国青少年意識調査」（平成18年3月特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構）に基づき作成した。

- 東京都の店舗の防犯対策の実施状況に係る調査結果において、店員の防犯教育の導入は進んでいるものの、防犯機器等の導入は必ずしも進んでいない。

<店舗の防犯対策> n=219店舗

（単位：件、%）

| 防犯対策の内容 | 導入件数 | 導入割合 |
|----------|------|------|
| 店員への防犯教育 | 190 | 86.8 |
| 防犯ゲートの設置 | 138 | 63.0 |
| 監視カメラの設置 | 133 | 60.7 |
| 防犯ミラーの設置 | 115 | 52.5 |

（注）「万引被害実態調査」（平成16年3月東京都）に基づき作成した。

・中学生と高校生に対して規範意識を身に付けさせること

・万引き等をさせにくい環境づくりを的確に推進すること

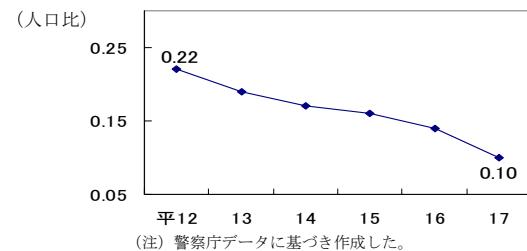
エ 薬物乱用防止対策（目的：覚せい剤、麻薬、シンナー等、心身を害するおそれのある薬物乱用の防止）

指標：「薬物乱用少年の検挙・補導人員」

① 効果発現の状況

薬物乱用少年の検挙・補導人員（人口比）は、平成13年から17年までの期間を通じて12年よりも低い水準で推移しており、かつ、調査対象26都道府県すべてで減少

＜薬物乱用少年の検挙・補導人員＞



＜調査対象都道府県別の比較（平成12年と17年）＞

薬物乱用少年(触法少年を除く。)の検挙人
員(人口比)
26都道府県すべてで減少

国全体としては一
定の効果を発現して
いると推測できる状
況

② 更に効果を発現させるための施策実施上の主な課題

- 薬物の種類別にみると、覚せい剤とシンナー等は減少しているが、大麻と麻薬・向精神薬（合成麻薬等）が大幅に増加

＜薬物乱用少年の薬物の種類別検挙・補導人員＞

| 薬物の種類別 | 平成12年 | | 17年 | | (増▲減率 (b/a-1)) |
|----------------|-------|--------|-------|--------|-------------------|
| | 人員数 | 人口比(a) | 人員数 | 人口比(b) | |
| 薬物乱用少年 | 5,607 | 0.22 | 2,308 | 0.10 | ▲55 |
| 覚せい剤 | 1,139 | 0.04 | 428 | 0.02 | ▲50 |
| 大麻 | 102 | 0.004 | 174 | 0.007 | 75 |
| 麻薬及び向精神薬 | 7 | 0.0003 | 64 | 0.0027 | 800 |
| うちMDMA等錠剤型合成麻薬 | 4 | 0.0002 | 63 | 0.0026 | 1,200 |
| 毒物及び劇物 | 4,359 | 0.17 | 1,642 | 0.07 | ▲59 |
| うちシンナー | 3,478 | 0.13 | 1,394 | 0.06 | ▲54 |

(注) 警察庁データに基づき作成した。

- 内閣府の世論調査において、インターネットや携帯電話による密売により青少年でも薬物を入手しやすくなっている状況がうかがわれる。

＜薬物乱用対策に関する世論調査（内閣府）＞

青少年の薬物乱用の原因や理由について、

「インターネットや携帯電話による密売により、青少年でも薬物を入手しやすくなっている」と回答した者が72%

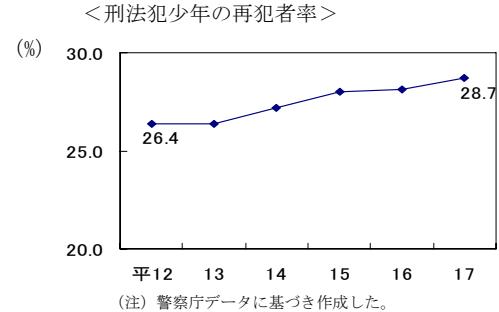
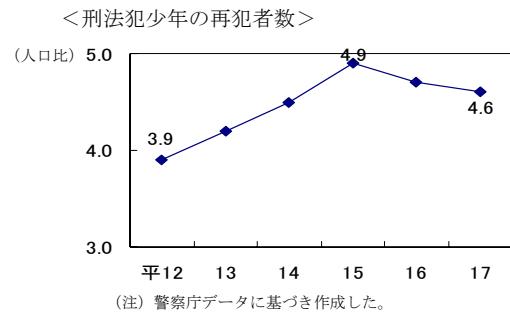
増加傾向にある大
麻・MDMA等錠剤
型合成麻薬の乱用防
止を推進すること

才 再非行（再犯）の防止対策（目的：非行を犯した少年の立ち直り、再非行の防止）

指標：「刑法犯少年・触法少年（刑法）の再犯者数」及び「再犯者率」

① 効果発現の状況

刑法犯少年の再犯者数（人口比）は、平成13年から17年までの期間を通じて12年よりも高い水準で推移。全刑法犯少年に占める再犯少年の割合（再犯者率）は増加傾向



国全体としては効果を発現していると推測できる状況にはない。

② 効果を発現させるための施策実施上の主な課題

- 再非行少年の前回処分別検挙人員の比較において、地域における立ち直り支援が必要であると考えられる審判不開始、不処分とされた少年と保護観察終了者が6割以上

<再非行少年の前回処分別検挙人員>

| 前回処分 | 平成12年 | | 17年 | | 増▲減率 (b/a-1) |
|----------|--------|---------|--------|-------|-----------------|
| | 検挙人数 | 人口比 (a) | 検挙人数 | 構成比 | |
| 総 数 | 34,908 | 3.94 | 35,510 | 100.0 | 4.56 |
| うち審判不開始 | 12,304 | 1.39 | 14,401 | 40.5 | 1.85 |
| うち不処分 | 4,896 | 0.55 | 4,291 | 12.1 | 0.55 |
| うち保護観察終了 | 2,527 | 0.29 | 3,562 | 10.0 | 0.46 |
| 小 計 | 19,727 | 2.23 | 22,254 | 62.6 | 2.86 |

(注) 警察庁データに基づき作成した。

- 当省のアンケート調査結果において、実務者は、非行少年の立ち直りのために居場所づくり、就労支援等が重要であるとしている一方で、それらの対策があまり実現できていないと認識
「居場所づくり」、「就労支援や学業支援」を重要とする者は、90%前後いるが、実現できていると回答した者は10%未満と低調
- 調査対象都道府県の中には、審判不開始等の決定を受けた少年に対する立ち直り支援を行い、再犯者数を減少させているものがみられるが、そのような取組を実施しているのは、26都道府県中9県のみ

県が警察、児童相談所等と連携して、少年審判、児童相談所入所等の措置を受けていない非行少年に対し、グループ活動による立ち直り支援（料理教室、ロックバンド塾など）を実施し、再犯者数を減少させている例あり



審判不開始・不処分となった非行少年や保護観察等が終了した少年に対する学習、就労等の機会の提供など、地域社会における立ち直り支援を的確に行うこと

都道府県における効果的な取組事例

国全体としては効果を発現していると推測できる状況はないものが3施策群（不良行為少年への対応、初発型非行に関する対策、再非行（再犯）の防止対策）あるが、3都道府県では、3施策群の指標とも顕著に減少

<3都道府県の指標の変化>

(単位：人、%)

| 都道府県 | 刑法犯少年・触法少年の検挙・補導人員（人口比） | | | 初発型非行少年の検挙人員（人口比） | | | 刑法犯少年再犯者数（人口比） | | |
|------|-------------------------|------------|-----------------|-------------------|------------|-----------------|----------------|------------|-----------------|
| | 平成12年 (a) | 16年 (b) | 増▲減率 (b/a-1) | 12年 (c) | 16年 (d) | 増▲減率 (d/c-1) | 12年 (e) | 16年 (f) | 増▲減率 (f/e-1) |
| 全国 | 5.9 | 6.3 | 6.8 | 12.1 | 14.8 | 22.3 | 4.7 | 5.6 | 19.1 |
| A県 | 6.1 | 4.0 | ▲34.4 | 13.3 | 8.9 | ▲33.1 | 3.3 | 2.7 | ▲18.2 |
| B県 | 8.1 | 7.0 | ▲13.6 | 16.1 | 15.4 | ▲4.3 | 7.6 | 7.0 | ▲7.9 |
| C県 | 8.3 | 6.8 | ▲18.1 | 17.0 | 14.3 | ▲15.9 | 7.8 | 6.4 | ▲17.9 |

(注) 当省の調査結果による。

当該3都道府県の施策の取組状況をみると、共通して、

- ① 県の知事部局や警察が中心となり、国の地方支分部局を含む関係機関や地域との連携の下で、万引防止対策や立ち直り支援を強化して実施
- ② 重点地域を指定し、非行対策を集中的に実施

二 県単位での総合的かつ集中的な取組を実施

このことが、全体として非行少年を減少させている要因であることがうかがわれる。

関係府省によるフォローアップ等の実施状況

- ・ 関係5府省における少年の非行対策に係る個別施策として、6施策群に該当するものは87施策
- ・ 当該87施策について、目的・目標の設定状況、その達成状況を図るために関係指標の設定状況、関係指標の動向に基づいたフォローアップの実施状況を把握・分析

<6施策群別の少年の非行対策に関する目的・目標や関係指標の設定状況、フォローアップの実施状況>

(単位：施策、%)

| 施策群名 | 関係施策数 (a) | 目的・目標の設定数 (設定率(b/a)) | 関係指標の設定数 (設定率(c/a)) | 関係指標によるフォローアップの実施施策数(d) (実施率(d/a)) |
|----------------------|--------------|-------------------------|------------------------|---------------------------------------|
| 不良行為少年への対応 | 33 | 23 (69.7) | 19 (57.6) | 17 (51.5) |
| いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策 | 6 | 5 (83.3) | 5 (83.3) | 5 (83.3) |
| 初発型非行の防止対策 | 16 | 10 (62.5) | 8 (50.0) | 6 (37.5) |
| 薬物乱用防止対策 | 9 | 9 (100.0) | 9 (100.0) | 9 (100.0) |
| 再非行(再犯)の防止対策 | 15 | 12 (80.0) | 12 (80.0) | 12 (80.0) |
| サポートチームによる連携 | 8 | 4 (50.0) | 4 (50.0) | 4 (50.0) |
| 計 | 87 | 63 (72.4) | 57 (65.5) | 53 (60.9) |

(注) 関係5府省から報告のあった「少年非行対策に係る各府省の施策」、関係5府省の「政策評価書」等に基づき、当省が作成した。

フォローアップの実施率が100%の薬物乱用防止対策を除き、その実施率は約4割から約8割となっており、全体的にみて、少年の非行対策が効果的に実施されるための取組が不十分な状況

評価の結果

- 施策群の単位でみると、国全体として効果を発現していると推測できる状況にはないものが3施策群（不良行為少年への対応、初発型非行の防止対策及び再非行（再犯）の防止対策）、一定の効果を発現していると推測できる状況にあるものが2施策群（いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策及び薬物乱用防止対策）あるが、いずれにおいても施策実施上の課題がみられる。

なお、不良行為少年への対応及び初発型非行の防止対策の各指標については近年改善の兆しがうかがわれる一方、いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策の指標については近年連続して増加しており、今後の動向に留意する必要がある。また、昨今の一連のいじめによる自殺事件等を踏まえると、いじめの問題への取組の一層の推進が強く求められる状況にある。

- 関係5府省において、個別施策の単位や一定の単位で施策のフォローアップが行われているものの、薬物乱用防止対策を除き、必ずしも高い実施率とはなっておらず、全体的なフォローアップとして不十分な状況がみられる。

意 見

関係5府省においては、青少年育成推進本部等の下、引き続き少年の非行対策を総合的、効果的に推進するとともに、特に次の取組を推進する必要がある。

- 国全体として効果を発現していると推測できる状況にはない3施策群にあっては、特に次の課題への取組を強化するとともに、効果を上げている取組事例に関する情報提供などにより、地域の関係機関の連携の下、地域社会と一緒にとなつて総合的かつ集中的に施策が実施されるよう必要な支援を行うこと。

| 課題 | ① 不良行為少年への対応 | ② 初発型非行の防止対策 | ③ 再非行（再犯）の防止対策 | ④ 説明 |
|----|--------------|--------------|----------------|--|
| | ① 不良行為少年への対応 | ② 初発型非行の防止対策 | ③ 再非行（再犯）の防止対策 | <ul style="list-style-type: none">・ スポーツや音楽、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動等に打ち込める機会の提供など少年の居場所の確保・ 中学生、高校生のそれぞれの段階において、警察、店舗の協力を得て、万引き等が犯罪であるとの認識を深めさせ、それらの行為を思いとどまるという規範意識を身に付けさせること・ 店舗の防犯対策など万引き等をさせにくくする環境づくり・ 審判不開始・不処分となった非行少年や保護観察等が終了した者に対する学習、就労等の機会の提供など地域社会における立ち直り支援 |

- また、国全体としては一定の効果を発現していると推測できる状況にある2施策群にあっては、更に効果を発現させる観点から、特に次の課題への取組を強化すること。

| 課題 | ① いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策 | ② 薬物乱用防止対策 | ④ 説明 |
|----|------------------------|------------|--|
| | ① いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策 | ② 薬物乱用防止対策 | <ul style="list-style-type: none">・ 全校的ないじめの把握、学校と家庭・地域との連携の一層の推進・ いじめや暴力行為が多発する中学校の段階、特に中学1年生になる段階における対応・ 増加傾向にある大麻やMDMA等錠剤型合成麻薬の乱用防止 |

- 施策の目的・目標、その達成状況を測るための指標を整理した上で、関係指標の動向等に基づき、施策のフォローアップを行うとともに定期的に見直すこと。

[本件連絡先]

総務省行政評価局 法務、外務、文部科学担当評価監視官室

評 価 監 視 官 : 松 本 順 (内線 9107)

総括評価監視調査官 : 根 上 純 一 (内線 2519)

上席評価監視調査官 : 筑 後 誠 (内線 2521)

電 話 (直 通) 03-5253-5448~5450

(代 表) 03-5253-6111

F A X 03-5253-5457

E - M A I L kans2044@soumu.go.jp